また、特定有人国境離島地域の農林水産品の出荷については、気象や海象に左右され、かつ、割高な輸送コスト、限られた輸送手段や出荷設備による販売先の制約等から、本土はもとより他の離島地域と比べても極めて厳しい競争環境にある。特に鮮度が重要な農水産品の品目については、出荷に当たっての条件不利性が著しい。

こうした状況を改善するためには、まずは、農水産品等の出荷に係る輸送コストを低廉化するとともに、地元産品のブランド化・販路拡大の取組や、収穫したものを加工、冷凍、乾燥、活魚輸送等により付加価値を付けて供給するような取組も促進すべきである。これに際して、離島側においては、行政と生産者、生産者団体等が連携して、本土側（消費地側）のパートナーとなり得る企業等に対して島の独自性を持つ地域産品を売り込む地域商社機能を作り、マーケティングの実施、産品の供給体制や一定の供給ロットの確保、販路拡大を図っていく取組も有効である。

⑵　講ずべき対策

⑴の現状と課題を踏まえ、国は、特定有人国境離島地域の農林水産物の生産額を重要業績評価指標（ＫＰＩ）として設定し、2027年にかけて現在の水準を維持することを目標とする。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）と目標値
「特定有人国境離島地域の農林水産物の生産額」 →　2027年にかけて現在の水準を維持する 【2013年97,252百万円（2015離島統計年報）】

（農水産品等の販路拡大・付加価値向上）

地方公共団体は、地域社会維持交付金（内閣府）、離島活性化交付金（国土交通省）を総合的かつ戦略的に活用して、農水産品及び戦略産品の移出及び当該産品の生産又は移出に必要な原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化や戦略産品開発の支援を行うとともに、農業者、漁業者等による品質・衛生管理高度化機材等の導入等を積極的に支援する。

また、市町村、都道県がそれぞれ協力して、地方創生推進交付金（内閣府）及び地域社会維持交付金を活用し、地域商社の設立・運営を図る取組を検討・促進する。

また、国は、希少性、品質、訴求性の高い離島の産品の取引を行おうとする本土側企業の掘り起こしや需給双方のマッチングに積極的に取り組むものとする。

（担い手確保・育成対策）

国（農林水産省）は、農林水産業の新規就業者対策、６次産業化支援対策等の予算措置について優先採択枠を設定し、地域の要望に応じて予算配分の拡大を図ることとし、地方公共団体等は積極的にこれらの事業を活用していくものとする。

なお、若年層のみならず、中高年層の間でもリタイア後に特定有人国境離島地域にＵＩＪターンをして新たに就業するニーズが根強くあり、このようなことも踏まえ、地方公共団体は、既存の事業も柔軟に活用しながら、担い手の確保、育成を計画的に行っていくものとする。

また、地方公共団体は、働き手不足の課題については、島の実情に応じて、人材を一元的に確保して業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして活用する仕組みの構築等、効率的な人材活用に関する取組を検討・推進する。

３．２　民間事業者等の創業・事業拡大等の促進

⑴　現状と課題

特定有人国境離島地域は、島内市場の規模が小さく、本土への人・物の往来に時間と経費がかかるなど、民間事業者の創業・事業環境は非常に厳しい状況にあり、新規開業の水準は低くなっている。また、業種横断的に繁忙期等における働き手が確保できないなど、労働力不足が深刻である地域が多く、各産業にとって供給制約となっている現状もある。

他方で、インターネットを始め情報通信基盤が整備された地域においては、ｅコマースも普及してきたこともあって、離島での暮らしに魅力を感じ、ＵＩＪターンや地域おこし協力隊への参加等により移住し、そこで起業しようとする人の流れも増加しつつある。また、地域社会維持交付金（内閣府）等により、島への人の動きが促進されることが期待される。

こうした機会を捉えて、特定有人国境離島地域における創業・事業拡大に対しインセンティブを付与し、島内事業者のみならず、移住して創業することへのチャレンジ意欲の喚起や、本土側の企業の事業所の転入等を誘発し、雇用機会の拡充を図っていく必要がある。このほか、雇用開発や職業訓練に積極的に取り組む民間事業者を支援し、雇用機会の拡充と専門的な知識又は技術を有する人材の育成を図る必要がある。

⑵　講ずべき対策

⑴の現状と課題を踏まえ、国は、特定有人国境離島地域の平均開業率を重要業績評価指標（ＫＰＩ）として設定し、これが2027年に少なくとも全国並みに達することを目標とする。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）と目標値
「特定有人国境離島地域の開業率」 →　2027年に全国並みへ引き上げる 【2014年4.5％（推計）　（参考）2014年全国平均6.4％（推計）、特定有人国境離島地域が属する都道県の平均7.0％（推計）（平成26年経済センサス－基礎調査結果）】

①　民間事業者等の創業・事業拡大

地方公共団体は、地域社会維持交付金（内閣府）を活用して、民間事業者等が雇用増に寄与する創業・事業拡大を行う場合に必要な直接的な事業資金（設備資金、運転資金）を支援する。また、国（内閣府）は、新たに創設した、金融機関が島内事業者等に融資する事業資金について利子補給を行う制度（特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金（以下「利子補給金」という。））により創業・事業拡大を更に促進する。

同交付金及び利子補給金の対象は、特定有人国境離島地域の雇用増に直接的につながるのであれば、事業所が島内、島外にかかわらず対象となり得ることから、地方公共団体においては、島内外の産業団体、金融機関等とも密接に連携しながら、島内外を問わず広く同交付金に関する制度周知を図り、事業者公募等を行い、島内外の人々の事業意欲を喚起するものとする。国においても、島に関心の高い層にターゲットを絞った戦略的な広報や、本土側企業に対する制度周知など、交付金の活用の動機付け等を行っていくものとする。

また、国、地方公共団体は、それぞれ連携して、各種支援策に対する認知度を高め、島内外に国境離島に起業、移住することや、事業所を移転することの魅力について、普及啓発、世論喚起を行っていく。

②　地方創生による地域ぐるみでの創業・事業拡大の促進

地方公共団体は、地方創生推進交付金（内閣府）を活用して、地域商社、ＤＭＯや、技術・技能職等の専門人材育成拠点の創出など、地域ぐるみで行う戦略づくりと戦略推進を行うとともに、当該戦略を実現するための港湾・漁港関連、道路関連等のインフラ整備も主体的に行っていくものとする。

また、一事業者、一業種のみでは対応が難しい働き手の不足の問題については、地方公共団体が主導して、必要に応じて、地方創生推進交付金等も活用しつつ、例えば、島全体の人材派遣会社を設立し、人材を島内外から一元的に確保、訓練して、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして活用するといった効率的な人材活用に関する取組を検討・推進する。

③　漁業集落の維持のための取組

特定有人国境離島地域においては、漁業集落が数多く存在し、その維持が地域社会の維持にとって不可欠であることから、地方公共団体は、漁業集落が行う新たな漁業又は海業に取り組む者への支援など雇用を創出するための取組である特定有人国境離島漁村支援交付金（水産庁）等を活用して積極的に支援する。